

川崎市共済規則第 2 号

川崎市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

川崎市職員共済組合

理事長 三田村 有也

川崎市職員共済組合運営規則の一部を改正する規則

川崎市職員共済組合運営規則（昭和 37 年川崎市共済規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 3 の見出し中「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改め、同条第 1 項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「基盤機構」に、「基金に」を「基盤機構に」に改める。

第 6 条の 6 中「基金」を「基盤機構」に改める。

附 則（令和 8 年 7 月 14 日共済規則第 2 号）

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。